

# 韓国家庭法院(裁判所)の手続き

## ■ 改名許可申請 ■

韓国名を変えたい場合には、裁判所（家庭法院）の許可を得て名前を変更することができます。

当事務所の依頼で多いケースでは、在日コリアンの方で日本の住民票の名前と韓国書類（戸籍など）の名前が違う場合です。日本と韓国において名前が異なりますと本人を同一人と認めることができません。

それによりパスポート申請や届出手続き、帰化や相続手続等においてさまざまな困難が伴います。

日本と韓国のどちらかに名前を統一する必要がありますが、韓国名を日本の住民票の名前へ変更するときはこの改名許可申請をすることになります。

### ◆ 申請者

改名しようとする本人です。

### ◆ 申請方法及び添付書類

改名許可申請書（ハングル書式）、領事館発行の在外国民登録簿謄本、日本の住民票、在留カード又は特別永住者書の写し、その他疎明資料を添付しなければなりません。日本語文書は全て韓国語翻訳文が必要です。

改名をしなければならない理由をハングルで作成しなければなりません。理由が認められれば、申請から3～6ヶ月ほどで許可が下ります。

● 韓国家庭法院への申請サポートは、書類作成・翻訳・提出・問合せ対応まで一切を致します。

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで  
韓国家庭法院への改名許可申請を完全サポート  
しています。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348